都道府県

各 障害保健福祉主管部(局)長 殿

指定都市

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 (公印省略)

療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバー制度における療育手帳の取扱いに関しては、「療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて」(平成 29 年 6 月 5 日付障企発第 0605 号第 1 号)により、

- ① 当該事務に関してマイナンバーを利用するためには、各都道府県及び指定都市 (以下、「各都道府県等」という。)において、「行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)第9条第2項に基づく条例(以下「独自利用事務条例」という。) を制定する必要があること
- ② 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、交付事務を行う各都道府県等における独自利用事務条例の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報(番号法別表第2に基づく主務省令)として整備することとされており、多くの自治体における独自利用事務条例の制定が療育手帳関係情報が情報連携の対象となることにつながること

をお示ししたところです。

しかしながら、「療育手帳関係情報のマイナンバー利用に関する調査の実施について」(平成31年3月27日付事務連絡)による調査結果によれば、独自利用事務条例制定自治体数は、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち12自治体にとどまっており、療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、より多くの自治体に独自利用事務条例を制定していただく必要があります。

療育手帳関係情報がマイナンバー制度における情報連携の対象となれば、住民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られるとともに、マイナポータル自己情報取得APIを活用した民間事業者によるサービス提供が可能となります。例えば、身体障害者手帳について、令和3年度には、データ標準レイアウトの項目に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分(第一種身体障害者、第二種身体障害者)を追加する改版を行う

予定であり、将来的には、民間鉄道会社のウェブサイト上で鉄道乗車券等を購入する際に障害者割引を受けることが可能となる予定です。

こうした状況を踏まえ、独自利用事務条例を定めていない自治体においては、条例 の制定に向けた検討を早急に進めていただきますようお願いいたします。

なお、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年 12 月 23 日閣議 決定)を踏まえ、今後も、条例の制定状況に関する調査を行う予定です。

[参考]

● 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

- (24) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)
- (ii) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、 以下の措置を講ずる。

療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成 29 年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

● 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年 12 月 23 日閣議決定) 記載内容

5【厚生労働省】

(34) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平 25 法 27)

療育手帳に関し地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。

なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用 事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。

● マイナポータルとは

https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html (内閣府ホームページ)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課人材養成・障害認定係 TEL: 03-5253-1111 (内線 3029)